**「設備投資」をお考えの皆様へ**

**商工会から耳よりな情報です！**

***１．「経営力向上計画」認定制度***

設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融支援等を受けることのできる国の認定制度です。

●特例１：税制措置

認定計画書に基づき取得した一定の設備について、①固定資産税が３年間に渡り１/２に軽減②法人税や所得税の特例措置を受けることが出来ます。

●特例２：金融支援

日本政策金融公庫の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証などの支援を受けることが出来ます。

✔制度利用のポイント

申請書類はA4 ２枚。企業概要・企業の現状の認識・事業者の生産性を向上させる計画を記入。

✔対象設備（H31年3月31日までに導入した対象設備）

|  |  |
| --- | --- |
| 機械装置 | １６０万円以上 |
| 工具 | ３０万円以上 |
| 器具備品 | ３０万円以上 |
| 建物付属設備 | ６０万円以上 |

***２．業務改善助成金制度***

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成される厚生労働省の制度です。

●助成額

最低賃金の引き上げ額に応じて、助成額の上限が、５０万円～２００万円まであります。

●支給の用件

① 事業実施計画を策定すること

(1)賃金引上計画

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画。（就業規則等に規定）

(2)業務改善計画

生産性向上のための設備投資などの計画

②引上げ後の賃金額を支払うこと

引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になること

③生産性向上に資する設備を導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

***３．マル経融資（小規模事業者経営改善資金）制度***

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金の使いみち | 運転資金 | 設備資金 |
| 融資限度額 | 2,000万円 | |
| ご返済期間 | 7年以内 | 10年以内 |
| 利率（年） | 平成30年1月1日現在　1.11％ | |
| 保証人・担保　他 | * ・保証人、担保は不要です。 * ・利用にあたっては、商工会会長の推薦が必要です。 * ・財務状況によって利用できない場合もあります。 | |

***いずれの制度をご利用の場合もお気軽に商工会にお尋ねください。***

甲斐市商工会 経営支援課　☎055-276-2385　FAX055-279-0187